

[事案 2020-110] 新契約無効請求

・令和3年3月11日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足により、契約内容を誤信して加入したこと等を理由に、契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年4月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 定期預金が満期になった旨の通知を受けたため店舗に出向いたところ、募集人から本契約の勧誘・説明を受け、「良い利率で預金ができる」「新しい定期預金のようなもの」だと誤信させられた。生命保険を申し込むつもりはなかった。
- (2) 自分が死亡した場合の保障として、父が保険金を受領する内容だが、父は、自分より早く寿命を迎えるだろうことは明らかであり、募集人が、そのような内容の生命保険を勧誘することは不当である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人と2回面談して、保障設計書を用いて契約内容を説明し、申立人は、保険契約の種類、保険金額、保険料額、特約等の有無が明記された申込書に署名している。また、申立人は、重要事項についての説明を受け、契約内容とともに確認・了知したことを証する受領欄にチェックをしていること、契約内容が申立人の意向を受けて募集人が当初提案したものから変更されていること等からすれば、申立人は、内容を十分に理解した上で本契約の申込みをしており、預貯金と誤認したとは考えられない。
- (2) 本契約は、申立人の生存中に一定期間が満了した場合には、生存保険金が支払われる内容であり、また、付加された疾病傷害入院特約は、支払事由の発生に伴い、入院、手術、傷害等の各給付金を受け取ることができるものであることから、申立人の属性に照らして不当な契約内容ではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時における事情等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が契約内容を誤信していたと認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。